参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	（令和8年4月23日）
目標年度	令和15年度
市町村名 （市町村コード）	九度山町 （30343）
地域名 （地域内農業集落名）	九度山（安田島以外） （九度山）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	72.82 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	68.10 ha
② 田の面積	5.05 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	67.59 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.55 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.29 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

当地域では、農家の高齢化、担い手（後継者）不足が非常に深刻で、これに対する対策が喫緊の課題である。あわせて、雇用労働力不足も課題である。また、近年においては、病害虫や異常気象のため、収穫量や販売収益の見通しが立ちにくい状況になってきている。加えて、有害鳥獣による農作物の被害（これに伴い、耕作意欲も低下する）や急勾配の畑の耕作や農地荒廃化の進行（これに伴う周辺農地への病害の影響）にも、頭が悩まされる。格外品の受け入れ先がないことも悩み。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

当地域は柿を中心とした農業が盛んな地域であり、農業生産活動を継続するためにも、引き続き中山間直接支払交付金や、多面的機能支払交付金を活用を進める。 担い手不足については、県や町が協力して担い手育成サポートを促進することを目指す。（例えば担い手育成に係る情報周知等）また、有害鳥獣･病害対策として、鳥獣害対策の補助の周知等を進めるとともに、共同防除などの地域ぐるみの対策が望まれる。雇用人材不足についても、地域の様々な人材が得意分野を活かしながらワークシェアして、地域の連携の元、農業生産活動を継続していくことを検討する。（非農家も事務員などで雇用することもよい。）急勾配の畑や農地荒廃化の進行に係る課題については、お金がかからず急勾配でも育てやすい作物への変更や、守るべき農地の選別を考えたい。 格外品の受け入れ先がないことの対策については、格外品を含む収穫した柿全てを受け入れる機関（加工品等の用途）があれば、耕作意欲もそがれないために、理想的。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

遊休の恐れのある農地が生じれば、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手農家や、規模拡大を考えている農業者等への集積・集約に努める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	8.0 %	将来の目標とする集積率	8.4 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

農地の集約は、権利関係等の問題があるため、可能な範囲で進めたい。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手への農地集積・集約を進める。守るべき農地の集中・選別を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を通じて行うこととする。
(3)基盤整備事業への取組
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町や農業委員会、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の確保に努める。また、新規就農者や規模拡大を考えている農業者等に対して、農地の斡旋を行う、営農相談に応じる、担い手育成の情報周知を進めるなどの、定着に向けた支援に努める。また、地域の様々な人材が得意分野を活かして、地域の連携の元、農業生産活動を継続したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
シルバー人材センターを活用し、農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者(氏名・名称)	現状			10年後(目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		果樹	1.17 ha	ha		1.67 ha	ha	①	
認農		果樹	0.14 ha	ha		0.14 ha	ha	②	
到達		果樹	0.24 ha	ha		0.24 ha	ha	③	
到達		野菜	0.22 ha	ha		0.22 ha	ha	④	
認農		果樹	1.11 ha	ha		1.11 ha	ha	⑤	
認農		果樹	0.34 ha	ha		0.34 ha	ha	⑥	
到達		果樹	1.53 ha	ha		1.33 ha	ha	⑦	
認就		果樹	0.1 ha	ha		0.1 ha	ha	⑧	
認農		果樹	0.24 ha	ha		0.24 ha	ha	⑨	
利用者		果樹	0.55 ha	ha		0.55 ha	ha	⑩	
利用者		果樹	0.12 ha	ha		0.12 ha	ha	⑪	
利用者		果樹	0.04 ha	ha		0.04 ha	ha	⑫	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		5.80 ha	0 ha		6.10 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。